

2007（平成19）年2月20日

東京都教育委員会

委員長 木村 孟 殿

日本弁護士連合会

会長 平山 正 剛

警 告 書

当連合会は、東京都公立学校「日の丸」・「君が代」の強制に関する人権救済申立事件について調査した結果、貴委員会に対し、以下のとおり警告する。

警告の趣旨

貴委員会が2003（平成15）年10月23日に発した「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」（以下「本件通達」という。）は、教職員の思想良心の自由及び教育の自由を侵害するものであり、また、貴委員会が申立人A、同B、同C、同D及び申立外Eに対して行った別紙「当連合会の認定した人権侵害事実」記載の ないし の各行為は、申立人A、同B、同C及び申立外Eにつき思想良心の自由を、申立人Dにつき教育の自由をそれぞれ侵害するものである。

したがって、当連合会は、貴委員会に対し、

- 1 本件通達を直ちに廃止すること、
- 2 申立人Aに対する戒告処分、同Bに対する戒告処分及び再雇用職員合格取消決定、同Cに対する再雇用職員合格取消決定並びに申立外Eに対する減給処分及び停職処分をいずれも取り消すこと、
- 3 申立人Aらに対して行った人権侵害行為を繰り返さないことを求める。

警告の理由

第一 事案の概要

本件は、貴委員会が2003（平成15）年10月23日に発した「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」と題する通達（以下「本件通達」という。）に基づき、東京都の公立学校の各校長が職務命令を発したことにより、東京都の公立学校の教職員又は元教職員である申立人らが、卒業式や入学式において、「日の丸」に向かって起立して「君が代」を斉唱することを強制され、また、「君が代」斉唱の際に起立しなかったこと等につき懲戒処分を受けたこと等が人権侵害であるとして、当連合会に対し、人権救済申立てをした事案である。

なお、申立外Eに関する人権侵害は、申立外Eにおいて申し立てられたものではないが、本件通達に関する人権侵害を受けた者として、申立人らが特に主張したものであるので、調査の対象とした。

第二 当連合会が認定した事実

当連合会が認定した事実は、以下のとおりである。

一 前提事実

1 「日の丸」及び「君が代」について

(一) 「日の丸」

「日の丸」が我が国を表わすために公式に用いられるようになったのは、日本船を外国船と識別する必要性が生じた幕末期以降のことである。

明治政府は、1870（明治3）年に太政官布告をもって「郵船商船規則」を制定し、日本籍の郵船・商船が掲揚すべき「御国旗」として、「日の丸」の様式を定め、同年、「日の丸」は、陸海軍の「国旗章」に転用された。

それ以降、「日の丸」は、大日本帝国憲法下において、大日本帝国を象徴する機能を果たすようになった。

(二) 「君が代」

「君が代」は、古今和歌集に収載されている「我君は千代に八千代にさゝれ石の巖となりて苔のむすまで」という祝い歌を原型とするといわれており、ここに「君」とは、主人、友人等を指すものであるとされていた。

しかし、1880（明治13）年、宮内省において曲付けされ、同年の明治天皇の誕生日（いわゆる「天長節」）で初めて演奏された。

この時点で、「君が代」における「君」は、天皇を指すものとされるようになった。

その後、文部省は、「君が代」の「君」を天皇を示す歌であるとして教育現場に導入し、1937（昭和12）年の国定教科書「尋常小学校修身書・巻4」では、「君が代」につき、「『君が代』の歌は、『我が天皇陛下のお治めになる此の御代は、千年も万年も、いや、いつまでもいつまでも続いてお栄えになるように。』といふ意味で、まことにおめでたい歌であります。私たち臣民が『君が代』を歌ふときには、天皇陛下の万歳を祝ひ奉り、皇室の御栄を祈り奉る心で一

っばいになります。」と説いていた。

また、同教科書の「教師用」では、その目的を、「国歌『君が代』の趣旨を教へて、尊皇愛国の精神を養はせるのを、本課の目的とする。」とし、その教授要領を、「此の歌の意味は、『我が天皇陛下のお治めになる此の御代は、千年も万年も、いや、いつまでもいつまでも続いて、限りなくお栄えになるように、譬へば小さい石が大きな巖になり、それに苔が生えるまで、それ程、永く限りなくお栄えになるやうに。』といふことで、臣民の真心から御代の無窮を祈り奉る誠におめでたい歌であります。日の丸の旗が日本の国柄や国民の精神を形や色によく示してあるやうに、『君が代』の歌は又我が国柄や国民の精神を言葉や調子によく現してゐます。短い歌ではありますが、これ程よく臣民の至情の表れてゐるものはありません。私たち臣民としては、此の歌の通り、天皇陛下の御代万歳を祝し奉る真心の外には、何物もありません。これが遠い祖先以来臣民の唯一の念願であり、又今日九千万同胞の無二の歡喜であります。」と説明している。

㊦ 小括

以上のとおり、「日の丸」と「君が代」は、出自は異なるものの、日本が、大日本帝国憲法下において、天皇主権の国家体制を確立した後、大日本帝国及び天皇主権の象徴として用いられていた。

2 学習指導要領の「日の丸」及び「君が代」に関する条項について

(一) 学校教育法20条は「小学校の教科に関する事項は、…文部科学大臣が、これを定める。」とし、同法38条は中学校につき同様の定めをしている。また、同法43条は高等学校につき、同法73条は盲学校、聾学校及び養護学校につきそれぞれほぼ同旨の定めをしている。

(二) これを受け、学校教育法施行規則25条は「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」としており、以下、中学校につき同規則54条の2、高等学校につき同規則57条の2、盲学校、聾学校及び養護学校につき同規則73条の10がそれぞれ同旨の定めをしている。

(三) これらの規則を受け、文部科学大臣は学習指導要領を公示しており、現在施行されている学習指導要領には、以下のとおりの規定がある（盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領においては、これらの規定に準ずるとされている）。

小学校学習指導要領

1998（平成10）年12月14日告示

2002（平成14）年4月1日施行

「第4章 特別活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚すると

ともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」

中学校学習指導要領

告示日、施行日及び条項の文言のいずれも に同じ。

高等学校学習指導要領

1999（平成11）年3月29日告示

2003（平成15）年4月1日施行

条項の文言は ・ に同じ。

- (四) 「日の丸」及び「君が代」に関する条項は、1958（昭和33）年に改訂された学習指導要領において、「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、児童に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、君が代を斉唱させることが望ましい」と規定されて初めて登場し、1977（昭和52）年の改訂時には上記の「君が代」が「国歌」と改められた。

その後、1989（平成元）年の改訂時に現行と同旨の規定に改められ、現在の学習指導要領に引き継がれている。

3 国旗・国歌法について

(一) 国旗・国歌法の制定・施行

1999（平成11）年8月13日、「国旗及び国歌に関する法律」が制定・施行された。

同法は、「国旗は、日章旗とし、「国歌は、君が代とする。」と規定している（1条1項、2条1項）。

(二) 国旗・国歌法の制定過程における議論

政府は、国旗・国歌法の制定過程において、「国旗・国歌法案は、『国旗は、日章旗とする。』、『国歌は、君が代とする。』という極めてシンプルなものであり、この法律自体から生ずる効果としては、国民が掲揚の義務を課されたり、斉唱の義務を課されたりするということは一切ない」とし（1999（平成11）年7月21日衆議院内閣委員会における大森内閣法制局長官答弁）、「政府としては、今回の法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらず、したがって、国民の生活に何らの影響や変化が生ずることとはならないと考えている」との見解を示していた（同年6月29日衆議院本会議における小淵内閣総理大臣答弁）。

また、教職員の職務上の責務との関係については、「本法案は、国旗、国歌の根拠について、慣習であるものを成文法として明確に位置づけるものであり、これによって、国旗・国歌の指導に関わる教員の職務上の責務について変更を加えるものではない」と述べていた（1999（平成11）年8月2日参議院国旗及び国歌に関する特別委員会における有馬文部大臣答弁）。

さらに、学校行事における起立や斉唱との関係については、「それぞれ、人によって、式典等において、起立する自由もあれば、また、起立しない自由も

あろうかと思うし、また、斉唱する自由もあれば、斉唱しない自由もあろうかと思うわけで、この法制化はそれを画一的にしようというわけではない」との見解を示していた（1999（平成11）年7月21日国会内閣委員会文教委員会連合審査会における野中内閣官房長官答弁）。

4 「日の丸」・「君が代」に対する国民の考え方の多様性について

現在、「日の丸」・「君が代」は、国民の間に相当程度浸透しているが、他方で、大日本帝国憲法下においては、大日本帝国及び天皇主権を象徴する機能を有していたことから、今日においても、過去の軍国主義を想起させるとの意見や、日本国憲法の国民主権とは相容れないとの見解もあり、国民の中には、「日の丸」に敬意を示すことや、「君が代」を歌うこと自体が、自らの思想・良心の自由に抵触し、抵抗があると考える者が少なからず存在している。

当連合会は、1999（平成11）年7月14日、「国旗及び国歌に関する法律案」国会提出に関する会長声明において、「『日の丸』・『君が代』は、国民の間にある程度浸透していることは事実である。しかし、過去のいまわしい戦争を想起させ、また被害を受けた諸国民に対する配慮の面からも、国際協調を基本とする現行憲法にふさわしくないと指摘する声も少なくない」と述べている。

近時の裁判例には、国旗・国歌法が制定された現在においても、「日の丸」・「君が代」は、政治的・宗教的に見て、未だ価値中立的な存在となるまでには至っていないとするものもあり（東京地方裁判所2006（平成18）年9月21日判決参照）、このように、国旗・国歌法が制定された現在においても、国民の間には、なお、「日の丸」・「君が代」に対する多様な考え方が存在している状況にある。

5 本件通達について

(一) 貴委員会教育長横山洋吉は、2003（平成15）年10月23日、都立高等学校校長及び都立盲・ろう・養護学校校長に対し、以下の3項目を指示する本件通達を發した。

「1 学習指導要領に基づき、入学式、卒業式等を適正に実施すること。」

「2 入学式、卒業式等の実施に当たっては、別紙『入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針』のとおり行うものとする。」

「3 国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを、教職員に周知すること。」

なお、上記の2にいう「別紙」の内容は以下のとおりである。

別紙「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針」

1 国旗の掲揚について

入学式、卒業式等における国旗の取扱いは、次のとおりとする。

国旗は、式典会場の舞台壇上正面に掲揚する。

国旗とともに都旗を併せて掲揚する。この場合、国旗にあっては舞台壇上正面

に向かって左、都旗にあっては右に掲揚する。

屋外における国旗の掲揚については、掲揚塔、校門、玄関等、国旗の掲揚状況が児童・生徒、保護者その他来校者が十分認知できる場所に掲揚する。

国旗を掲揚する時間は、式典当日の児童・生徒の始業時刻から終業時刻とする。

2 国歌の斉唱について

入学式、卒業式等における国歌の取扱いは、次のとおりとする。

式次第には、「国歌斉唱」と記載する。

国歌斉唱に当たっては、式典の司会者が、「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。

式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。

国歌斉唱はピアノ伴奏等により行う。

3 会場設営等について

入学式、卒業式等における会場設営等は、次のとおりとする。

卒業式を体育館で実施する場合には、舞台壇上に演台を置き、卒業証書を授与する。

卒業式をその他の会場で行う場合には、会場の正面に演台を置き、卒業証書を授与する。

入学式、卒業式等における式典会場は、児童・生徒が正面を向いて着席するように設営する。

入学式、卒業式等における教職員の服装は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われる式典にふさわしいものとする。

(二) 同日、貴委員会は、東京都内の市区町村教育委員会に対し、本件通達の内容を通知した。

二 申立人らの主張する各人権侵害事実について

1 申立人Aについて

(一) 申立人Aは、2004(平成16)年3月当時、F高等学校の教諭であり、その後、同年4月から2006(平成18)年3月までは都立G高等学校に勤務していた。

(二) H校長は、2004(平成16)3月3日、職員会議において、教職員らに対し、口頭で、「卒業式の際には学習指導要領に基づいた行動をとるように」との趣旨の職務命令を発した。

同月4日、H校長は、申立人Aに対し、同月5日に予定されている同校の卒業式において、本件通達及び地方公務員法32条(職務上の命令に従う義務)に基づき、文書をもって、「式典会場において、会場の指定された席で国旗に向かって起立して、国歌を斉唱すること」、「式典中は、式場内に留まり、生徒を指導すること」等を内容とする職務命令を発した。

(三) 同月5日の卒業式において、「君が代」斉唱の際、申立人Aは起立をしなかった。

申立人Aが起立をしなかった理由は、歴史上問題の多い「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱すべきとの命令に対し、特段の説明もなく校長から命じられただけで従うことは、生徒への教育を担う教職員としての信念に反するというものであった。

(四) 同月31日、貴委員会は、申立人Aにつき、以下の理由をもって戒告処分をした。

すなわち、同月3日、職員会議において、卒業式では式場内の指定された席で起立し、「君が代」を斉唱することという職務命令をH校長から口頭で受け、また、同月4日、同様の内容の職務命令を同校長から文書で受けたにもかかわらず、同月5日に実施された卒業式において、「君が代」の斉唱の際に起立しなかったことは、地方公務員法32条に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であって、教育公務員としての職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるものであり、同法33条（信用失墜行為の禁止）にも違反するというものであった。

(五) 同年6月28日、貴委員会は、申立人Aに対し、服務事故再発防止研修を受けるよう命じた。

(六) 同年8月9日、申立人Aは、上記の研修を受けたが、同研修は、被処分者が管理職とともに出席するものとされており、申立人Aは、当時の都立G高等学校の校長とともに出席した。

同研修では、担当者から、申立人Aらの行為は、セクシャル・ハラスメント、横領、暴力と同様の信用失墜行為であり、また、教育公務員は、法令に従って職務を遂行する義務があるから、職務命令に従わなければならない等の内容の講義がされた。

なお、同研修において、申立人は、担当者に対し、「職務命令は憲法・教育基本法に合致したものでなければならぬはずだが、自分に出された職務命令と憲法・教育基本法との整合性はどうなっているのか。」との趣旨の質問をしたところ、担当者は、「お答えする必要はございません。私はあることを話すようにとされているので、答える責任はない。」との趣旨の回答をするのみであった。

2 申立人Bについて

(一) 申立人Bは、2004（平成16）年3月当時、都立I高等学校の教諭で3年生の担任をしており、同月末日をもって定年退職した。

(二) 申立人Bは、2003（平成15）年度の東京都公立学校再雇用職員（教育職員としての採用であり、採用予定日は2004（平成16）年4月1日）の採用申請をし、2004（平成16）年1月23日、合格決定の通知を受けた。

(三) 2004（平成16）年3月5日、J校長は、申立人Bに対し、同月11日に予定されている卒業式に関し、本件通達及び地方公務員法32条に基づき、文書をもって、「式典会場において、会場の指定された席で国旗に向かって起立して、国歌を斉唱すること」、「式典中は、式場に留まり、生徒を指導すること」等を内容とす

る職務命令を発した。

- (四) 申立人Bは、卒業式において、上記の職務命令に従うべきか否か悩んだ結果、同月31日までの休暇届を学校に提出して受理され、一旦は出勤簿に休暇の記載がなされた。

しかし、同校の教頭であったKから、申立人Bが卒業式を欠席したとすれば、担任による卒業生の呼名ができないとして、卒業式に出席するよう翻意を促されたため、申立人Bは休暇届を撤回した。

- (五) 申立人Bは、同月11日の卒業式に出席したが、「君が代」斉唱の際、起立をしなかった。

同人が起立をしなかった理由は、同人は、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義を柱とする日本国憲法を思想的バックボーンとしており、また、「日の丸」・「君が代」が、戦前において、軍国主義や侵略戦争、あるいは、忠君愛国思想の道具として利用されてきたのに対し、戦後の教育は、このような戦前の教育の反省の上に成り立っているという信条ないし良心を有しているところ、教育現場において、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱するよう強制することは、上記の自身の信条ないし良心に反すると考えたことによるものであった。

他方、申立人Bは、「君が代」斉唱後に行われた卒業生の呼名については、式次第に従って行った。

- (六) 卒業式の終了後、申立人Bは、同校の会議室において、J校長、K教頭及び貴委員会のL指導主事らから事情聴取を受けたが、その内容は、「君が代」斉唱の際に起立しなかった事実を確認するのみであった。

- (七) 同月23日、申立人Bは、同校の校長室において、貴委員会のM管理主事及びN指導主事から事情聴取を受けた。

貴委員会の担当者によれば、卒業式において、生徒の不起立が多かったことから、学習指導要領上の問題があるため、事情聴取をする必要があり、また、「君が代」斉唱の際の不起立による教職員の服務事故としても、事情聴取をする必要があるとのことであった。

申立人Bは、代理人の立会いの上で聴聞に応じ、弁明したいとの申出をしたものの、貴委員会の担当者は、これを拒否した。

- (八) 貴委員会は、同月30日、申立人Bに対し、以下の理由をもって戒告処分をした。

すなわち、同月5日の職員会議において、卒業式では「君が代」斉唱の際は起立して斉唱することという職務命令を校長から口頭で受け、また、同月8日、同様の内容の職務命令を校長から文書で受けたにもかかわらず、同月11日の卒業式において、「君が代」斉唱の際に起立しなかったことは、地方公務員法32条に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であって、教育公務員としての職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるものであり、同法33条にも違反するというものであった。

(九) 同日、貴委員会教育長横山洋吉は、申立人Bに対し、(八)の戒告処分の発令があったことにより、正規職員を退職する前の勤務成績が良好とは認められないとの理由により、再雇用職員の合格決定を取り消すこととした旨を通知した。

3 申立人Cについて

(一) 申立人Cは、2003(平成15)年3月当時、都立O高等学校定時制の教諭であったが、同月末日をもって定年退職し、同年4月1日、都立P高等学校に再雇用職員(教育職員)として採用され、日本史を担当していた。

(二) 申立人Cは、引き続き東京都公立学校再雇用職員(採用予定日は2004(平成16)年4月1日)として勤務するため、2003(平成15)年10月7日、再雇用申込書を提出し、2004(平成16)年1月23日、合格の通知を受けた。

(三) 2004(平成16)年3月16日、Q校長は、申立人Cに対し、同月23日に予定されている卒業式に関し、本件通達等に基づき、口頭及び文書をもって、「式の開式前に式会場の指定された座席に着席し、式の進行次第により国旗に向かって起立して国歌を斉唱すること」等を内容とする職務命令を発した。

(四) 申立人Cは、同月23日の卒業式において、「君が代」斉唱の際、起立をせず、指定された席で静かに座り続けた。

同人が起立をしなかった理由は、自身が幼少時に深川の東京大空襲を見たり、戦後の食糧不足による飢餓を東京の下町で体験したことから、個人的な信念として過去の戦争につながるものに強い嫌悪感を抱いていること、教育が生徒の人格形成に及ぼす影響の大きさに鑑み、強制による教育は、個人の尊厳を定めた憲法や、真理と平和を希求する人間の育成を求める教育基本法に反するという教職員としての信念があること、日本史を担当する教職員として、「君が代」は天皇制支配の象徴であり、戦前の非科学的・神話的な歴史教育を復活させることにもつながるとの学問的信念があることによるものであった。

(五) 卒業式の終了後、申立人Cは、同校の校長室において、Q校長及びR教頭から事情聴取を受けたが、その内容は、「君が代」斉唱の際に起立しなかった事実を確認するのみであった。

(六) 同月25日、申立人Cは、同校のPTA控室において、貴委員会のS管理主事及びT副管理主事から事情聴取を受けた。

申立人Cは、代理人の立会いの上で聴聞に応じ、弁明したいとの申出をしたものの、貴委員会の担当者は、これを拒否した。

(七) 同月30日、貴委員会は、申立人Cに対し、「平成15年度東京都公立学校再雇用職員(教育職員)採用選考の合格取消について(通知)」と題する文書を送付し、同月23日付けのQ校長からの服務事故報告に基づき、勤務成績について再度判定を行ったところ、雇用期間内の勤務成績が良好とは認められないとの理由により、再雇用職員の合格決定を取り消すこととした旨を通知した。

4 申立人Dについて

- (一) 申立人Dは、2005（平成17）年3月当時、都立U高等学校の教諭であった。
- (二) 申立人Dは、同月10日に予定されていた卒業式前の同月7日ころの授業において、担当するクラスの生徒に対し、憲法で保障された内心の自由を説明し、「君が代」斉唱の際、起立するかしないか、また、斉唱するかしないかは、生徒自身の判断の問題であって、強制されるものではないという趣旨の説明をした。
- (三) 同月10日の卒業式において、「君が代」斉唱の際、申立人Dの担当するクラスの生徒6名中4名が起立をしなかった。
- (四) 同月11日、V校長は、申立人Dに対し、卒業式前に生徒に対してどのような話をしたのかと質問したところ、申立人Dは、上記(二)記載の説明の内容を回答した。
V校長は、申立人Dに対し、「内心の自由について教えることは都教委が認めていない」、「学習指導要領に基づき、生徒に対し、起立して斉唱することを指導するよう言われている」、「不起立を促すような指導は許されない」等と述べた上、「この件は都教委に報告する」と申し向けた。
- (五) 同年5月9日、申立人Dは、東京都教育庁U出張所副所長及び貴委員会指導主事から事情聴取を受けた。
申立人Dは、弁護士の立会いを求めたが、貴委員会は、これを拒否し、結局、内容にわたる調査はなされなかった。
- (六) 同月30日、申立人Dは、東京都教育庁指導部において、W指導部長から、卒業式前において、「君が代」斉唱の際、起立するかしないか、また、斉唱するかしないかは自由である旨の不適切な指導をしたとの理由により、口頭で嚴重注意を受けた。
- (七) その後、申立人Dは、V校長から、「適正な教育課程の実施に関する研修」と題する研修を受けるよう命じられ、同年9月16日、同年10月3日、同月6日、同年11月14日及び同年12月8日の計5回にわたり、研修に参加させられた。

5 申立外Eについて

(一) 卒業式について

2005（平成17）年3月当時、申立外Eは、東京都X市立Y中学校の教諭であった。

申立外Eは、同月上旬頃、同人が担当する2004（平成16）年度の最後の家庭科の授業において、生徒に対し、卒業式の「君が代」斉唱の際に自身は起立しないことを告げ、その理由として、生徒の卒業をしっかりと祝いたいと思っているが、そうであるがゆえに、歌詞の意味も説明せず、考える機会も与えずに、起立して「君が代」を斉唱することを強制するのは、教育ではないと考えているからであるという趣旨の説明をした。

その後、同月18日に予定されている卒業式の式次第が職員会議で議題となった際、申立外Eは、「君が代」斉唱について、生徒に対し、何ら歌詞の意味を説明せず、起立して「君が代」を斉唱することが当然であるとして、これを強

制することには反対であり、従って、自身は起立しない旨の意見を述べた。

Z校長は、同月16日、申立外Eをはじめとする教諭全員に対し、本件通達及び地方公務員法32条に基づき、文書をもって、「卒業式の式場において、式場内の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること」、「卒業式中は、式場内に留まり、生徒を指導すること」等を内容とする職務命令を発した。

同月18日の卒業式において、「君が代」斉唱の際、司会者が参加者全員に起立を求めたところ、申立外Eは、一旦起立したが、すぐに音を立てることなく着席した。

この卒業式には、X市教委から、職員が1名派遣されてきており、その職員は、申立外Eの席の後方で同人の行動を観察していた。

また、Z校長及び当時の同校の教頭である甲（以下「甲教頭」という。）も同人を注視していたが、甲教頭は、申立外Eが着席したのを見るや、直ちに同人の傍らに来てしゃがみ込み、起立して「君が代」を斉唱するよう促した。

これに対し、申立外Eは、再度起立したものの、間もなく着席した。

そこで、甲教頭は、申立外Eに対し、再度起立するよう促したが、申立外Eは着席したままであった。

上記のX市教委の職員は、ストップウォッチで時間を記録しながら、申立外Eの様子をメモ用紙に書き留めていた。

卒業式の終了後、申立外Eは、校長室において、Z校長から事情聴取を受けたが、その内容は、「君が代」斉唱の際に起立しなかった事実を確認するのみであった。

同日の午後、申立外Eは、X市教委において、Z校長の同席の下、X市教委の乙指導課長から事情聴取を受けたが、その内容は、同様に「君が代」斉唱の際に起立しなかった事実を確認するのみであった。

同月下旬ころ、申立外Eは、東京都教育庁学務部において、Z校長の同席の下、貴委員会管理主事から事情聴取を受けたが、その内容も、同様に「君が代」斉唱の際に起立しなかった事実を確認するのみであった。

貴委員会は、同月31日、申立外Eに対し、以下の理由をもって6か月間の減給処分（10分の1）をした。

すなわち、卒業式において、「君が代」斉唱の際、事前に起立するよう校長から職務命令を受けていたにもかかわらず、一旦起立したが、途中で着席し、教頭から、「起立してください」と言われ、再度起立したが、再び着席したことは、地方公務員法32条に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であって、教育公務員としての職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるものであり、同法33条にも違反するというものであった。

(二) 入学式について

申立外 E は、2005（平成17）年4月5日の職員会議において、同月7日に予定されている入学式の式次第が議題となった際、「君が代」斉唱について、生徒に対し、何らその歴史的意味等を説明せず、起立して斉唱することが当然であるとして、これらを行わせることは、生徒の自主的な判断の機会を奪うものであって、強制にほかならないため、このような行為には反対であり、従って、自身は起立しない旨の意見を述べた。

これに対し、Z校長は、同会議の席上、申立外 E をはじめとする同校の教諭全員に対し、文書をもって、入学式の挙行にあたり、本件通達に基づき、「教職員は、国歌斉唱の際、起立し壇上中央の国旗に正対し、国歌を斉唱することを命ずる」旨の職務命令を発した。

同月7日の入学式において、「君が代」斉唱の際、司会者が参加者全員に起立を求めたところ、申立外 E は起立しなかった。

この入学式においても、X市教委から職員が1名派遣されており、申立外 E の席の後方で同人の行動を観察していた。

また、Z校長及び甲教頭も同人を注視していたが、甲教頭は、申立外 E が起立しないのを見るや、直ちに同人の傍らに来てしゃがみ込み、起立して「君が代」を斉唱するよう促した。

これに対し、申立外 E は、着席したままであり、上記のX市教委の職員は、ストップウォッチで時間を記録しながら、申立外 E の様子をメモ用紙に書き留めていた。

入学式の終了後、申立外 E は、校長室において、Z校長から事情聴取を受けたが、その内容は、「君が代」斉唱の際に起立しなかった事実を確認するのみであった。

同日の午後、申立外 E は、X市教委において、Z校長の同席の下、X市教委の乙指導課長から事情聴取を受けたが、その内容は、同様に「君が代」斉唱の際に起立しなかった事実を確認するのみであった。

その後、申立外 E は、同年3月の卒業式の際と同様に、東京都教育庁学務部において、Z校長の同席の下、貴委員会管理主事から事情聴取を受けたが、その内容も、「君が代」斉唱の際に起立しなかった事実を確認するのみであった。

貴委員会は、同年5月27日、申立外 E に対し、以下の理由をもって停職処分（1か月）をした。

すなわち、過去に懲戒処分を受けていた上、入学式において、「君が代」斉唱の際、事前に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、起立しなかったことは、地方公務員法32条に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であって、教育公務員としての職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるものであり、同法33条にも違反するというものであった。

第三 判断

一 はじめに

1 本件通達は、前記第二の一五のとおり、東京都の公立学校の各校長に対し、入学式、卒業式等の学校行事の実施に当たって、教職員が、「君が代」斉唱の際、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱することを指示するものであり、また、教職員が本件通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを前提としている。

2 申立人A、同B、同C及び申立外Eは、前記第二の二一ないし三及び五のとおり、本件通達に基づき、各校長から、「君が代」斉唱の際、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱すること等を内容とする職務命令を受け、さらに、貴委員会から、これらの職務命令に従わなかったこと等を理由として、懲戒処分等の不利益処分を受けている。

また、申立人Dは、前記第二の二四のとおり、卒業式前の授業において、生徒に対し、「君が代」斉唱の際、起立するかしないか等は生徒自身の判断である旨を指導したところ、貴委員会から、不適切な指導であるとして嚴重注意を受け、その後、5回にわたり研修に参加させられている。

3 貴委員会等によるかかる行為は、教職員らの思想良心の自由や教育の自由に関わるものであることから、以下においては、まず、思想良心の自由及び教育の自由につき、その保障の意義と限界を検討した上、本件通達及びこれに基づく職務命令の合憲性を検討し、その後、申立人らに対する人権侵害の有無につき検討する。

二 思想良心の自由及び教育の自由の保障とその限界

1 思想良心の自由の保障

憲法19条が保障する思想良心の自由については、その保障の対象につき、広く内心の自由一般を保障するものと解する見解と、宗教上の信仰に準ずべき世界観、人生観等個人の人格形成の核心をなすものに限られると狭く解する見解等があり、判例も軌を一にしないところがない。

しかし、本件のように、貴委員会等が、教職員に対し、本件通達等に基づき、服務上の責任を問われることを前提として、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱することを求める行為は、「日の丸」に敬意を示すことや、「君が代」を歌うこと自体が、自らの思想良心に抵触し、抵抗があると考える者に対し、その意に反してそれらの許容や肯定を求める側面があることを否定できない。

とすれば、「君が代」の斉唱等を求める行為は、そのような見解を有する者にとってはまさにその者の世界観・人生観に関わるものといえるのであり、いずれの見解を採るにしても、思想良心の自由によって、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱することを強制されない自由が保障されているというべきである。

2 教育の自由の保障

憲法26条は、教育を受ける権利を規定しているところ、この規定の背後には、

自ら学習することのできない子どもが、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利（いわゆる「学習権」）を有するとの観念が存在している。

そして、教師は、親ないし保護者からの信託の下、このような子どもの学習権を充足する責務を有しているが、教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じてその個性に応じて行わなければならないという本質的要請に照らすならば、上記の責務を履行するために必要不可欠なものとして、教育の具体的内容及び方法に関し、子どもの成長・発達の段階に応じた裁量が認められなければならない。

また、憲法23条の規定する学問の自由は、学問研究の結果を教授する自由も含むものと解されるところ、知識の伝授と能力の開発を主とする普通教育の場においても、例えば、教師が公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において、一定の範囲における自由が保障されるものということができる（以上につき、最大判1976（昭和51）年5月21日・刑集30巻5号615頁（以下「旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決」という。）同旨）。

このような意味において、教師は、教育の自由の保障を受けるものであり、このことは、その内容が教育における国際的基準となっているILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」（1966年）において、教育専門職としての教師に認められる職業上の自由の内容として、子どもの成長・発達を促すに当たっては、その専門的知見に裏付けられた判断が尊重されるべき旨が述べられていることに合致するものである。

3 教職員の思想良心の自由及び教育の自由の保障の限界

もっとも、思想良心の自由についても、それが外部に対して表れるものである場合には、絶対無制約ではなく、また、教育の自由についても、上記の意味において、一定の範囲で保障されるものである。

したがって、これらの自由も、他者の基本的人権等との関係では、必要かつ最小限度の制約を受けることになるところ、申立人らが、教職員又は教職員であった者であることに鑑みれば、まずもって、前記2で述べた子どもの学習権との関係が問題となる。

すなわち、教育が、子どもの学習をする権利に対応し、その充足を図りうる立場にある者の責務に属するものとして行われるべきであることからすれば、教職員の思想良心の自由ないし教育の自由も、子どもの学習権を侵害しないという限度において保障されるものというべきである。

(一) 教育行政機関による教育内容及び方法に関する基準の範囲

教職員の思想良心の自由ないし教育の自由と子どもの学習権との関係を検討する前提として、まず、教育行政機関が、子どもの学習権を保障するため、いかなる範囲及び程度において、教育内容及び方法に関する基準を設定することが許容されるかを検討する。

この点、改正前の教育基本法10条は、国の教育の内容及び方法に關与する一定の権能を前提としつつも、教育行政の目標を教育の目的の遂行に必要な諸条件の整備確立に置き、その整備確立のための措置を講ずるに当たり、教育の自主性の尊重の見地から、これに対する「不当な支配」とならないようにすべきとの限定を付したものと解される。

そして、教育行政機関が、法律の授權に基づいて普通教育の内容・方法について遵守すべき基準を設定する場合には、教育の自主性尊重の見地のほか、教育に関する地方自治の原則をも考慮すると、教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のため、必要かつ合理的と認められる大綱的な基準に止められるべきである（旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決同旨）。

したがって、教育行政機関が設定した基準が、上記の大綱的基準を逸脱し、内容的にも教職員に対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制するようなものである場合には、改正前の教育基本法10条1項所定の「不当な支配」に該当し、ひいては、国家による教育内容に対する介入は抑制的であるべきという憲法上の要請にも反するものと解される。

なお、改正前の教育基本法10条の規定は、改正後の同法16条の規定では文言が一部変更されたが、このような文言の変更によっても、「教育は、不当な支配に服することなく」の部分の解釈に当たっては、旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決の趣旨は変わらないと解されている（2006（平成18）年11月24日及び同年12月5日参議院教育基本法特別委員会における政府答弁）。

（二）教職員の思想良心の自由ないし教育の自由と子どもの学習権との関係

次に、教職員の思想良心の自由ないし教育の自由と子どもの学習権との関係について具体的に検討するに、前記のとおり、子どもが、人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有することからすれば、自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、一方的な一定の理論や観念を子どもに教え込む内容の教育を施すことを強制することは、憲法26条、同法13条の規定上からも許されないものと解される（旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決同旨）。

そして、子どもの教育が、その充足を図りうる立場にある者の責務に属するものとして行われるべきであることからすれば、このような制約は、教職員に対しても同様に妥当するものである。

したがって、教職員は、思想良心の自由ないし教育の自由を理由として、自己の特定の理論や観念を子どもに一方的に教え込むことは許されないものというべきである。

また、学校生活においては、入学式、卒業式等の学校行事が実施されるどころ、このような学校行事をその目的にふさわしく厳粛ないし円滑に実施することによって、公の場における立ち居振る舞い等を子どもに教育するものと理解するならば、

一定の合理性を有するものということができる。

そうとすれば、教職員の思想良心の自由ないし教育の自由は、これらの学校行事の実施による子どもの学習権の保障との関係において、一定の制約を受けることもあり得るものと解される。

三 本件通達及びこれに基づく職務命令の合憲性

1 教職員の思想良心の自由及び教育の自由に対する制約

以上を前提として、本件通達及びこれに基づく職務命令の合憲性について検討するに、本件通達は、各校長の職務命令を通じて、教職員に対し、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱することを求めているものである。

のみならず、本件通達は、同通達に基づく職務命令に従わない場合に服務上の責任を問われることを明示しているところ、服務上の責任という制裁を背景にして、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱することを求めているものであって、このことは、取りも直さず、これらの行為を強制していることにほかならない。

また、実際にも、前記第二の二1ないし3及び5のとおり、申立人A、同B、同C及び申立外Eは、本件通達に基づき、各校長から、「君が代」斉唱の際、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱すること等を内容とする職務命令を受け、さらに、貴委員会から、これらの職務命令に従わなかったこと等を理由として、懲戒処分等の不利益処分を受けている。

以上によれば、本件通達及びこれに基づく職務命令は、教職員に対し、一定の思想を強制するものとして、思想良心の自由を制約するものといわざるを得ないのみならず、教職員の教育の自由に属する事項につき、制裁をもってその裁量を制限するものでもあって、教育の自由をも制約するものというべきである。

2 本件通達による教職員の思想良心の自由及び教育の自由に対する制約の可否

そこで、次に、本件通達が、これらの自由に対する制約の根拠として許容されるかを検討する。

(一) 教育行政機関による教育内容及び方法に関する基準の範囲との関係

まず、教育行政機関による教育内容及び方法に関する基準の範囲との関係について検討するに、この点、本件通達は、「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱の実施方法につき、入学式及び卒業式という儀式的場を特定した上、「日の丸」の掲揚の方法・場所・時間、「君が代」の斉唱の方法等を細部に至るまで詳細に指示するものとなっており、各学校における裁量の余地、したがって、教職員の裁量の余地はほとんど残されていない一義的な内容となっている。

そうすると、本件通達は、上記の基準の設定として大綱的なものに止まっているとは到底いえず、教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的を逸脱しているといわざるを得ない。

のみならず、本件通達は、入学式、卒業式等という学校行事において、貴委員会の指示するとおりに「日の丸」の掲揚及び「君が代」の斉唱を実施することを

命じるといふ機能しか果たしておらず、これでは、児童生徒が、「日の丸」・「君が代」に対する多様な見方・考え方に接する機会が奪われてしまうことになる。

したがって、本件通達は、教育の自主性を侵害する上、教職員に対し、一方的な一定の観念を生徒に教え込むことを強制するものであって、上記の大綱的基準を逸脱し、教育基本法の規定する「不当な支配」（改正前の10条及び改正後の16条）の禁止に反し、ひいては、国家による教育内容に対する介入は抑制的であるべきという憲法上の要請にも反するものというべきである。

（二）子どもの学習権との関係

次に、子どもの学習権との関係について検討するに、教職員が、本件通達及びこれに基づく職務命令に対し、入学式、卒業式等の学校行事における「君が代」斉唱の際、「日の丸」に向かって起立しなかったり、斉唱をしなかったりしたとしても、そのこと自体は、児童生徒に対し、「日の丸」や「君が代」を批判的に捉えている教職員が存在することを認識させるに止まり、このような見解を一方的に教え込むものでないことはいうまでもない。

また、教職員が、入学式、卒業式等の学校行事における「君が代」斉唱の際、「日の丸」に向かって起立しなかったり、斉唱をしなかったりしたとしても、そのこと自体をもって、学校行事の厳粛ないし円滑な実施を殊更に阻害したものである。

したがって、子どもの学習権の保障を理由として、本件通達による教職員の思想良心の自由及び教育の自由に対する制約を許容することはできないものというべきである。

3 小括

以上のとおりであるから、本件通達及びこれに基づく職務命令は、教職員の思想良心の自由や教育の自由を侵害するものであって、違憲である。

四 貴委員会の申立人らに対する人権侵害性

1 申立人A、同B、同C及び申立外Eについて

前記第二の二1ないし3及び5のとおり、申立人A、同B、同C及び申立外Eは、本件通達に基づき、各校長から、「君が代」斉唱の際、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱すること等を内容とする職務命令を受け、さらに、貴委員会から、これらの職務命令に従わなかったこと等を理由として、懲戒処分を受けたり、再雇用職員の合格決定を取り消される等の不利益処分を受けている。

前記三のとおり、本件通達が、教職員の思想良心の自由や教育の自由を侵害するものとして違憲であることからすれば、本件通達に基づく職務命令に違反したことを理由として不利益処分を行うことは、これらの者の思想良心の自由や教育の自由を侵害するものとして、無効となる。

もっとも、前記第二の二1、2及び5のとおり、貴委員会は、申立人A、同B及

び申立外 E に対する懲戒処分の理由として、地方公務員法 3 2 条（職務上の命令に従う義務）違反のみならず、同法 3 3 条（信用失墜行為の禁止）違反を挙げていることから、念のため、同人らの卒業式及び入学式における行動を検討することとする。

(一) 申立人 A について

申立人 A は、前記第二の二 1 のとおり、2004（平成16）年 3 月 5 日の卒業式において、歴史上問題の多い「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱すべきとの命令に対し、特段の説明もなく校長から命じられただけで従うことは、生徒への教育を担う教職員としての信念に反するという理由から、「君が代」斉唱の際、単に起立をしなかったものであり、少なくとも、生徒に対し、その見解を一方向的に教え込む行動や、式典の厳粛な実施ないし円滑な遂行を阻害するような行動を行ったものではない。

この点、申立人 A の不起立による実害等の有無に関する当連合会からの照会に対する H 校長からの回答も、単に「不起立があったこと自体が式の適切な実施に影響を与えました」というに過ぎないのであって、これは結局、具体的な実害が発生しなかったことを認めているに等しい。

以上のとおりであるから、申立人 A の 2004（平成16）年 3 月 5 日の卒業式における行動は、教職員としての信用を失墜させたものということとはできないのであって、貴委員会の申立人 A に対する懲戒処分は、同人の思想良心の自由を侵害するものとして無効である。

(二) 申立人 B について

申立人 B は、前記第二の二 2 のとおり、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義を柱とする日本国憲法を自らの思想的バックボーンとしており、また、「日の丸」・「君が代」が、戦前において、軍国主義や侵略戦争、あるいは、忠君愛国思想の道具として利用されてきたのに対し、戦後の教育は、このような戦前の教育の反省の上に成り立っているという信条ないし良心を有しているところ、教育現場において、「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱するよう強制することが、上記の自身の信条ないし良心に反すると考えたことを理由として、2004（平成16）年 3 月 11 日の卒業式において、「君が代」斉唱の際、起立をしなかったが、その後に行われた卒業式の呼名については、式次第に従って行ったものであり、少なくとも、生徒に対し、その見解を一方向的に教え込むような行動や、式典の厳粛な実施ないし円滑な遂行を阻害するような行動を行ったものではない。

よって、申立人 B の 2004（平成16）年 3 月 11 日の卒業式における行動は、教職員としての信用を失墜させたものということとはできないのであって、貴委員会の申立人 B に対する懲戒処分及び再雇用職員の合格決定の取消しは、同人の思想良心の自由を侵害するものとして無効である。

(三) 申立人 C について

申立人Cは、前記第二の二3のとおり、自身が幼少時に深川の東京大空襲を見たり、戦後の食糧不足による飢餓を東京の下町で体験したことから、個人的な信念として過去の戦争につながるものに強い嫌悪感を抱いていること、教育が生徒の人格形成に及ぼす影響の大きさに鑑み、強制による教育は、個人の尊厳を定めた憲法や、真理と平和を希求する人間の育成を求める教育基本法に反するという教職員としての信念があること、日本史を担当する教職員として、「君が代」は天皇制支配の象徴であり、戦前の非科学的・神話的な歴史教育を復活させることにもつながるとの学問的信念があることを理由として、2003（平成15）年3月23日の卒業式において、「君が代」斉唱の際、起立をせず、指定された席で静かに座り続けたものであり、少なくとも、生徒に対し、その見解を一方的に教え込むような行動や、式典の厳粛な実施ないし円滑な遂行を阻害するような行動を行ったものではない。

よって、申立人Cの2004（平成16）年3月23日の卒業式における行動は、教職員としての信用を失墜させたものということとはできないのであって、貴委員会の申立人Cに対する再雇用職員の合格決定の取消しは、同人の思想良心の自由を侵害するものとして無効である。

（四）申立外Eについて

申立外Eは、前記第二の二5のとおり、生徒の卒業をしっかりと祝いたいと思い、そうであるがゆえに、歌詞の意味も説明せず、考える機会も与えずに、起立して「君が代」を斉唱することを強制するのは、教育ではないと考えているという理由から、2005（平成17）年3月18日の卒業式において、「君が代」斉唱の際、一旦起立したものの、途中で着席し、教頭から、「起立してください」と言われ、再度起立したが、再び着席したものであり、また、同様の理由から、同年4月7日の入学式においては、「君が代」斉唱の際、起立をしなかったに止まるものであって、少なくとも、生徒に対し、その見解を一方的に教え込むような行動や、式典の厳粛な実施ないし円滑な遂行を阻害するような行動を行ったものではない。

よって、申立外Eの2004（平成16）年3月18日の卒業式及び同年4月7日の入学式における行動は、教職員としての信用を失墜させたものということとはできないのであって、貴委員会の申立外Eに対する懲戒処分は、同人の思想良心の自由を侵害するものとして無効である。

2 申立人Dについて

申立人Dは、前記第二の二4のとおり、2005（平成17）年3月10日に予定されていた卒業式前の同月7日ころの授業において、担当のクラスの生徒に対し、憲法で保障された内心の自由を説明し、「君が代」斉唱の際、起立するかしないか、また、斉唱するかしないかは、生徒自身の判断の問題であって、強制されるものではないという趣旨の説明をしたものである。

上記の説明の内容は、憲法における内心の自由の保障の説明及び「君が代」の斉

唱が強制されるものではないことに止まるものであって、自身の一方的な観念や理論を子どもに教え込むものではないというべく、教育の自由の保障の範囲内にあるものである。

しかし、貴委員会は、申立人Dに対し、上記の生徒に対する説明の内容を理由として、担当者をして口頭で嚴重注意を言い渡させ、その後、校長をして同人に5回にわたる研修を受けさせるという措置を実施したものであるから、申立人Dの教育の自由を侵害するものといわざるを得ない。

第四 結論

以上の次第であるから、本件通達は、教職員の思想良心の自由及び教育の自由を侵害するものとして違憲であり、また、本件通達及びこれに基づく職務命令に従わなかったことを理由とする貴委員会の申立人A、同B、同C及び申立外Eに対する不利益処分等は、同人らの思想良心の自由を、また、貴委員会の申立人Dに対する行為は、同人の教育の自由をそれぞれ侵害するものであるので、貴委員会に対し、本件通達を直ちに廃止するよう求めるとともに、申立人Aらに対する人権侵害につき意見を通告して反省を求め、かつ、不利益処分がなされている者に関してはその取消しを求める必要がある。

よって、頭書のと通りの結論が妥当であると考える。

以 上

(別紙)

当連合会の認定した人権侵害事実

申立人 A 関係

2004(平成16)年3月当時、F高等学校教諭であった申立人Aは、同月5日に実施された同校の卒業式において、「君が代」斉唱の際に起立しなかったところ、貴委員会から、同月31日に戒告処分を受け、かつ、同年8月9日の服務事故再発防止研修への出席を強制された。

申立人 B 関係

2004(平成16)年3月当時、東京都立I高等学校教諭であった申立人Bは、同月11日に実施された同校の卒業式において、「君が代」斉唱の際に起立しなかったところ、貴委員会から、同月30日に戒告処分を受けた。

貴委員会は、同日、この戒告処分を理由として、同人に対し、同年1月23日付けで通知していた再雇用職員合格の決定を取り消した。

申立人 C 関係

2004(平成16)年3月当時、東京都立P高等学校教諭であった申立人Cは、同月23日に実施された同校の卒業式において、「君が代」斉唱の際に起立しなかった。

当時、同校校長であったQは、同日、貴委員会に対し、申立人Cに関する服務事故の報告をした。

貴委員会は、申立人Cに対し、同年1月23日付けで再雇用職員合格の通知をしていたが、上記服務事故報告に基づき、申立人Cの勤務成績を再度判定したとして、上記合格の決定を取り消した。

申立人 D 関係

2005(平成17)年3月当時、東京都立U高等学校教諭であった申立人Dは、同月10日に実施された同校の卒業式前の授業において、生徒に対し、「君が代」斉唱の際に起立しない・歌わない自由がある旨を指導したところ、貴委員会は、同年5月30日、担当者をして同人に口頭で嚴重注意を言い渡させ、その後、当時、同校校長であったVをして同人に5回にわたる研修を実施させた。

申立外 E 関係

東京都X市立Y中学校教諭Eは、要旨、「2005(平成17)年3月18日に実施された同校の卒業式において、『君が代』斉唱の際、事前に起立するよう同校校長Zから職務命令を受けていたにもかかわらず、一旦起立したが、途中で着席し、同校教

頭から、『起立してください』と言われ、再度起立したが、再び着席した」ことを理由として、貴委員会から、6か月間の減給処分（10分の1）を受けた。

また、申立外Eは、同年4月7日に実施された同校の入学式において、「君が代」斉唱の際に起立しなかったところ、貴委員会から、停職処分（1か月）を受けた。

以 上